

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公表番号】特表2013-528279(P2013-528279A)

【公表日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-036

【出願番号】特願2013-513555(P2013-513555)

【国際特許分類】

F 25 B 37/00 (2006.01)

F 25 B 17/00 (2006.01)

【F I】

F 25 B 37/00

F 25 B 17/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年8月5日(2015.8.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

周期的に冷媒が収着又は脱着される吸着剤(2)が配置され、少なくとも部分的に復水器(3)に取り囲まれて形成されている容積エリア(1)を含む真空収着装置であって、前記復水器(3)が前記容積エリア(1)の外壁(4)と別の囲み壁(5)とによって区切られている真空収着装置において、

前記外壁(4)及び/又は前記囲み壁(5)に、復水器(3)の流れ隙間幅を一定にするために、それぞれ他の壁(4、5)に向かってエンボシング(6)が備えられており、

前記エンボシング(6)は半球形に形成されている、ことを特徴とする、真空収着装置。

。

【請求項2】

前記エンボシング(6)によって一定にされた隙間が、前記外壁(4)と前記囲み壁(5)の間に2mm未満の幅で形成されることを特徴とする、請求項1に記載の真空収着装置。

【請求項3】

前記エンボシング(6)が前記囲み壁(5)上に均一に配置され、及び10mm~40mm互いに離れて配置されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の真空収着装置。

【請求項4】

前記エンボシング(6)が20mm~30mm、互いに離れて配置されていることを特徴とする、請求項3に記載の真空収着装置。

【請求項5】

前記エンボシング(6)の直径が1mm~2mmであることを特徴とする、請求項1~4のうちのいずれか一項に記載の真空収着装置。

【請求項6】

前記容積エリア(1)の前記外壁(4)及び前記囲み壁(5)が円筒形に形成されることを特徴とする、請求項1~5のうちのいずれか一項に記載の真空収着装置。

【請求項7】

前記円筒形に形成された前記囲み壁(5)の少なくとも1つの端部に集液ケース(7)が配置されていることを特徴とする、請求項6に記載の真空収着装置。

【請求項8】

前記集液ケース(7)が、前記囲み壁(5)の材料から一体に形成されることを特徴とする、請求項7に記載の真空収着装置。

【請求項9】

前記集液ケース(7)が、前記囲み壁(5)の材料からビーディング状に形成されることを特徴とする、請求項8に記載の真空収着装置。

【請求項10】

前記集液ケース(7)に接続部(8)が流体の供給又は排出のために備えられていることを特徴とする、請求項7～9のうちの一項に記載の真空収着装置。

【請求項11】

前記集液ケース(7)が複数あり、前記集液ケース(7)の前記接続部(8)のそれが周囲長の方向に對して互いにずらされて配置されていることを特徴とする、請求項10に記載の真空収着装置。

【請求項12】

前記囲み壁(5)が、前記エンボシング(6)を備えた前もって作られた構成部品として形成されることを特徴とする、請求項1～11のうちのいずれか一項に記載の真空収着装置。

【請求項13】

少なくとも1つの前記集液ケース(7)が前記エンボシング(6)なしに形成された前記外壁(4)上にスライド可能に形成されることを特徴とする、請求項12に記載の真空収着装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

特に好ましくはさらに、エンボシング6によって定義された外壁4と囲み壁5の間の隙間が2mm未満、好ましくは1mm未満の幅に形成されることが企図される。特に復水器内での良好な流れ配分は、エンボシング6が囲み壁5上に均一に配置され、10mm～40mm、好ましくは20mm～30mm、互いに離れて配置されていることによって達成され得る。さらに、好ましくは、エンボシング6が半球形に形成され、直径が1mm～2mmであることが企図される。